

# WTOの多国間・複数国間ルール交渉： 現状と課題

---

ITI・JETRO共催セミナー「WTOとFTAを通じた新たな通商ルール形成の可能性」

2022年3月17日

中央学院大学教授・弁護士 中川淳司

## 2

# WTOの多国間・複数国間ルール交渉の現状

---

・ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに象徴されるWTOのルール形成の機能不全が続く中で、それを克服してルールを策定しようとする試みがみられるようになっている。

(1) 全てのWTO加盟国が参加する交渉に代わる、有志国によるルール形成の試み

= 「共同声明イニシアティブ」

(2) ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉の一環として行われてきた漁業補助金に関するルールの交渉

### 3

## 共同声明イニシアティブ(JSI)

2017年12月のWTO第11回閣僚会議(ブエノスアイレス)で有志国が発出した共同声明(Joint Statements)に基づくルール形成の試み

テーマ	概要	交渉参加国・地域
サービス国内規制	サービス業の行政手続の円滑化・透明化に関わる規律	67
電子商取引	データ流通の自由化その他越境電子商取引に関する規律	86
開発のための投資円滑化	投資の許認可その他の行政手続の簡素化・透明性向上に関する規律	112
中小零細企業	途上国の中小零細企業の貿易促進	94

## 4

# サービス国内規制

---

- ・ 2021年12月2日、日本を含む67の国・地域、交渉の妥結を宣言。

サービス国内規制に関する参照文書（Reference Paper）の交渉妥結を宣言し、交渉参加国は、参照文書の第1節に従い、参照文書の規律を追加的約束としてGATSに基づく参加国の約束表に組み込む。

宣言に参加した国・地域：アルバニア、アルゼンチン、豪州、バーレーン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、EU（27か国）、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、NZ、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

## 5

## サービス国内規制に関する参照文書

規律の対象	サービス貿易に係る免許、資格要件、手続、技術的基準
申請の時期	可能な限り通期で申請を認める。時期を限る場合、合理的な提出期間を保証する。
電子申請	可能な限り電子的なフォーマットでの申請を認めるよう努める。 原則として、原本に代えてコピーの受理を認める。
申請の処理	可能な限り、申請処理に要する時間を伝える。 申請者から要請があれば、申請の処理状況を伝える。 可能な限り、申請の要件具備を確認する。 要件具備を確認した場合、合理的な期間内に申請を処理し、結果を可能な限り書面で申請者に伝える。 要件の不備を確認した場合、申請者にその旨伝え、申請者から要請があれば追加すべき情報を教示し、当該情報を提供する機会を申請者に与える。 申請を却下する場合、申請者にその理由を伝え、再申請の手続を教示する。
資格の評価	認可の審査を実施する場合、審査が合理的な間隔で行われるよう確保する。
公表	サービスの認可に係る以下の情報を公表する。 ①要件及び手続、②当局の情報、③手数料、④技術上の基準、⑤申請に係る決定に対する上訴・再審査の手続、⑥免許・資格の条件遵守を監視する手続、⑦公衆の関与の機会、⑧申請処理の時間

# 6

## サービス国内規制に関する参照文書(承前)

事前の情報提供と意見表明の機会の保証	可能な限り、関連する法令・規則案、手続案を事前に公表する。 公表した法令・規則案、手続案に対して利害関係者が意見を述べる合理的な機会を保証する。 可能な限り、述べられた意見を考慮する。 法令・規則の公表から実施まで、可能な限り合理的な期間を確保するよう努める。
照会所	照会に答える適切な機関を設ける。
認可に関する措置	措置が客観的で透明な基準に基づくことを確保する。 手続が公平で、申請者が要件具備を立証するために適切であることを確保する。 手続がそれ自体として要件具備を不当に妨げないことを確保する。 手続が男女を差別しないことを確保する。

# 7

## サービス国内規制に関する参照文書(承前)

---

- ・ サービス貿易に係る免許・資格要件・手続及び技術的基準に関する手続の透明性と規制国の説明責任を確保することをねらいとしている。
- ・ 参加国は参照文書を自国の約束表に追加する。参照文書は当該国の約束表の一部となり、最恵国ベースで全てのWTO加盟国に適用され、法的拘束力を持つ。違反があった場合には、国が企業の被害状況を確認したうえで、WTOの紛争解決手続に持ち込むことが可能である。
- ・ ただし、規定の多くが「可能な限り」という文言を伴っており、規制国が当該規定を実施するかどうかについて広範囲の裁量を認めている。
- ・ 途上国には7年間の猶予期間が認められており、この期間は延長可能とされている。
- ・ このように、サービスの国内規制に関する参照文書の規律は緩やかであり、そのことが交渉妥結の背景にある。

## 電子商取引共同声明イニシアティブ

---

・参加国・地域(86)：アルバニア、アルゼンチン、豪州、オーストラリア、バーレーン、ベルギー、ベニン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシア、グアテマラ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、ケニア、韓国、クウェート、ラオス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ミャンマー、オランダ、NZ、ニカラグア、ナイジェリア、マケドニア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、UAE、英国、米国、ウルグアイ。

# 9

## 電子商取引共同声明イニシアティブ(承前)

---

- ・ 2021年12月24日、共同議長国(日本、シンガポール、豪州)閣僚声明発出。

- ・ 8項目につき条文案が固まった。

①オンライン消費者保護、②電子署名・認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネット・アクセス

- ・ 以下の項目については交渉が継続している。

①電子的な送信に対する関税、②国境を越えるデータ流通、③データ・ローカライゼーション、④ソース・コード、⑤電子的な取引の枠組み、⑥サイバーセキュリティ、⑦電子インボイス

- ・ 2022年末までに大多数の論点における意見の収斂を目指す。ただし、第12回閣僚会議が2022年6月13日の週に開催と決まったことで、交渉が加速する可能性がある。

## 開発のための投資円滑化共同声明イニシアティブ

参加国・地域(112)：アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、豪州、オーストリア、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ベニン、ブラジル、ブルガリア、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ギリシア、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マカオ、マレーシア、モルジブ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、オランダ、NZ、ニカラグア、ナイジェリア、マケドニア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、台湾、タジキスタン、トーゴ、トルコ、ウガンダ、UAE、英国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ。



## 開発のための投資円滑化共同声明イニシアティブ(承前)

---

- ・ 2021年12月10日、交渉参加国、共同声明を発出。

テキストベースの交渉の進展を確認 (INF/IFD/RD/754/Rev.5, 25 Nov. 2021. Restricted)。

2022年末までの交渉妥結を目指す。ただし、第12回閣僚会議が2022年6月13日の週に開催と決まったため、交渉が加速する可能性がある。



## 零細中小企業(MSME)共同声明イニシアティブ

---

参加国・地域(94)：アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、豪州、バーレーン、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、EU、ガンビア、グルジア、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、ケニア、韓国、キルギス、ラオス、リヒテンシュタイン、マカオ、マレーシア、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ミャンマー、NZ、ニカラグア、ナイジェリア、マケドニア、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、セントキッツ・ネービス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ベトナム

# 13

## 零細中小企業(MSME)共同声明イニシアティブ(承前)

---

- ・非公式作業部会を結成。直ちにルール形成を目指す動きはとっていない。

2020年12月14日、零細中小企業(MSME)に関する宣言を採択(INF/MSME/4)。

- a) MSMEに関連する情報の収集と維持に関する勧告
- b) 情報へのアクセスに関する勧告
- c) 貿易円滑化とMSMEに関する勧告
- d) 貿易分野の規制発展へのMSMEの包摂の促進に関する勧告
- e) MSMEとWTOの統合データベースに関する勧告
- f) MSMEの金融・越境支払いへのアクセスの貿易関連側面に関する宣言

## 漁業補助金協定交渉

・ドーハ開発アジェンダのルール交渉の一環として、2001年以来交渉されてきた。

交渉がまとまれば、貿易円滑化協定に続いて、WTOの下では2本目の多角的貿易協定となる。

交渉は最終段階に入っており、2021年11月24日には漁業補助金協定案が公表された。

第1条	対象	第7条	技術協力と能力構築
第2条	定義	第8条	通報と透明性
第3条	IUU(違法、無報告、無規制)漁業に貢献する補助金	第9条	制度規定
第4条	乱獲された漁業資源に関する補助金	第10条	紛争解決
第5条	過剰漁獲能力と過剰漁獲に貢献する補助金	第11条	最終規定
第6条	後発途上国に関する規定		

## 漁業補助金協定交渉(承前)

---

- ・ 途上国の猶予期間、技術協力と能力構築を中心に未確定の条文がある。
- ・ 協定案の公表に際して、交渉議長は、大半の国が交渉の早期妥結にコミットしていると述べた。
- ・ 2022年6月13日の週に開催が決まった第12回閣僚会議での採択が目指されることになるだろう。

## 考察①：交渉結果を実現する法形式

---

- ・ サービス国内規制

参照文書を参加国の約束表に追加し、最恵国待遇に基づいて全てのWTO加盟国に適用する。

先例：GATSの第4議定書。

基本電気通信の国内規制に対する規律を参照文書として採択し、多くの加盟国がこれを自国の約束表に追加して、最恵国待遇に基づいて全てのWTO加盟国に適用した。

いずれも、サービス貿易の国内規制に対する規制である点で共通している。

## 考察①：交渉結果を実現する法形式(承前)

---

・それ以外の共同声明イニシアティブの交渉は、対象事項がサービス貿易に限られないため、参照文書方式の採用は難しい。

交渉結果は国際協定として取りまとめられる見込み。

これをWTO体制の下でどう位置付けるかが問題となる。4つのオプション。

- ① 全加盟国を拘束する多角的貿易協定（先例：貿易円滑化協定）
- ② 特定の加盟国を拘束する複数国間協定（先例：政府調達協定）
- ③ 市場アクセスに関する有志国の合意（先例：情報技術協定）
- ④ 自由貿易協定(1994年のガット第24条)ないし経済統合(GATS第5条)（先例：多数）

## 考察①：交渉結果を実現する法形式(承前)

---

### ① 多角的貿易協定オプション

難点：交渉に参加しなかった加盟国の同意が期待できない。

### ② 複数国間協定オプション

難点：協定をWTO協定附属書4に追加するため、コンセンサスが必要。交渉に参加しなかった加盟国の同意を取り付ける必要がある。

### ③ 市場アクセス合意オプション

難点：交渉結果を譲許表の修正とみなすことは難しい

### ④ 自由貿易協定・経済統合オプション

難点：協定に対するWTOの統制が弱い。

## 考察①：交渉結果を実現する法形式(承前)

---

- ・ 漁業補助金協定交渉

全加盟国が参加する新たな多角的貿易協定の交渉。

20年の交渉を経て協定がまとまれば、WTOのルール形成機能の復活を告げる効果がある。

ただし、これを契機としてWTOのルール形成機能が全面的に復活すると判断するのは早計。

ドーハ開発アジェンダルール交渉のその他のテーマ(AD協定、補助金協定の規律明確化等)の交渉は全く進展していない。

漁業補助金協定に続く新たな多角的貿易協定が成立する見込みは低い。

## 考察②：有志国によるルール形成の今後

---

- ・ 新たな分野で有志国によるルール形成の枠組みを立ち上げる動き

2021年12月15日、貿易と環境に関する3つの有志国イニシアティブ発足。

a) Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions (TESSD)

b) プラスチック汚染と持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話

c) 化石燃料補助金改革(FFSR)

- ・ 日米欧三極貿易大臣会合、産業補助金統制ルールについて検討。将来は有志国によるルール形成につなげることを目指す。

## 考察②：有志国によるルール形成の今後(承前)

---

- ・有志国によるルール形成に対する反対

WTOの多国間主義が骨抜きにされ、新興国や多数の途上国が取り残されるとの懸念。

インド、南アフリカなどは多角的貿易体制の一体性を損なうとしてこの動きに反対。

- ・電子商取引、開発のための投資円滑化の交渉結果がどのような形でまとめられ、実現するかが、WTOのルール形成機能復活の試金石となろう。

- ご清聴ありがとうございました。
- [nakagawa@fla.cgu.ac.jp](mailto:nakagawa@fla.cgu.ac.jp)